

外国人介護人材受入れに関する 基本的な考え方 (ver.2)



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

平成31年3月

全国社会福祉法人経営者協議会
制度・政策委員会福祉人材対策特命チーム

目次

はじめに	3
1. 外国人介護人材の受け入れの全体像	5
2. 外国人技能実習制度	10
3. 介護分野における特定技能	27
4. 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の実施事例	37

はじめに

- 介護における外国人材は、経済連携協定（E P A）に加え、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」により在留資格「介護」が創設され、平成29年9月1日に施行された。専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、介護の分野においても、介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めることとされている。
- 同年11月1日には「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、開発途上地域等の外国人を実習生として日本に受け入れ、技能、技術、又は知識の移転を図り、経済発展を担う人づくりの国際協力の推進を図ることを目的している。
- さらに、「出入国管理法及び難民認定法及び法務省設置の一部を改正する法律」に基づき、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」と「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」が平成30年12月25日に閣議決定され、特定技能により外国人材を受入れる分野として介護分野を特定するための「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等が決定された。そして、介護分野における特定技能は、平成31年4月から開始される。
- 本資料は、新たに施行される在留資格「特定技能」を含め、外国人介護人材の正しい理解を促すための情報提供の一環として、国の資料等を整理し、昨年度とりまとめた『外国人介護人材受入れに関する基本的な考え方』（平成30年3月）を更新したものである。
- 各会員法人が多様な人材の受け入れを推進していくうえでの手がかかりとしてご活用いただきたい。

外国人介護人材の受け入れの視点

① 介護について意欲ある人材を育成していく視点

- 地域のなかで、施設・事業所、養成校、関係機関等が連携して育成していくことが求められる。

② 日本人職員と同等な処遇の視点

- 外国人材は安い労働力ではなく、日本人職員と同等の労働を行う場合には、同等の処遇が求められる。

③ 文化や歴史、宗教を互いに認め合う視点

- 外国人材の文化や歴史、宗教の違いを理解し、認め合う視点が重要。

④ 生活環境の整備の視点

- 住まいや生活上のルール、地域交流など、外国人材が不安なく過ごせる生活環境の整備が重要。

⑤ 働きやすく魅力ある職場づくりの視点

- 外国人材だけでなく、日本人の職員からも選ばれる、働きやすく魅力ある職場づくりが求められる。

1. 外国人介護人材の受け入れの全体像



外国人介護人材の受け入れの全体像①

- ① E P A（経済連携協定による介護福祉士候補生）【E P A】
- ② 外国人留学生＋在留資格「介護」【在留資格「介護」】
- ③ 外国人技能実習制度【技能実習】
- ④ 介護分野における特定技能【特定技能】

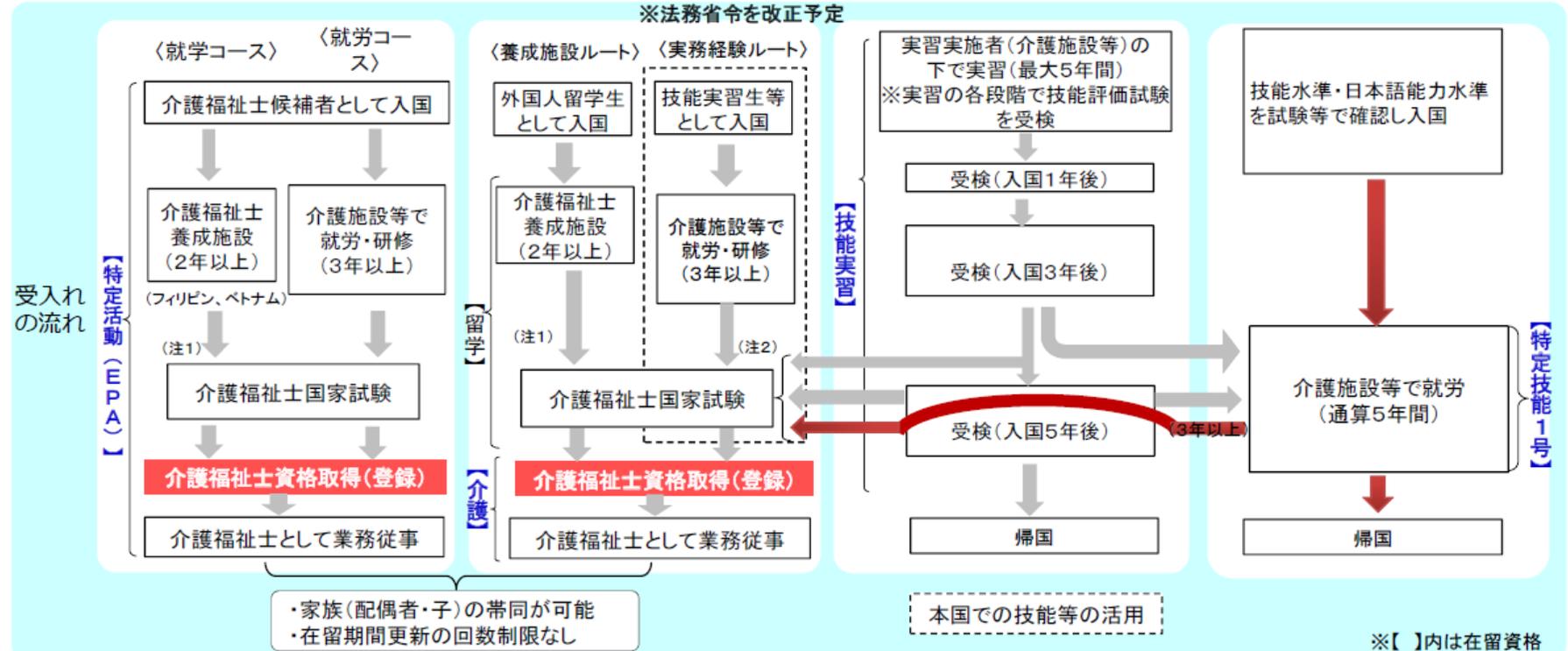
- 外国人介護人材の受け入れについては、①～④の方法がある。① E P Aについては、平成20年度のインドネシアを皮切りに、翌年度のフィリピン、平成26年度からのベトナムの3か国と受入れ実績があり、ある程度周知されていること、②在留資格「介護」については、昨年度のとりまとめで詳細に示したことから、本資料では省略する。
- 今回は、制度に動きのあった、③外国人技能実習制度、④介護分野における特定技能を中心に整理することにした。

外国人介護人材の受け入れの全体像②

【ポイント】

- ① 2019年4月より、就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」がスタート。
- ② 在留資格の変更により、日本での長期滞在が可能。例) 技能実習(3年) ⇒ 特定技能(5年)

	EPA (経済連携協定) (インドネシア・フィリピン・ベトナム)	在留資格「介護」 (H29. 9 / 1~)	技能実習 (H29. 11 / 1~)	特定技能 1号 (H31. 4 / 1~)
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受け入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受け入れ



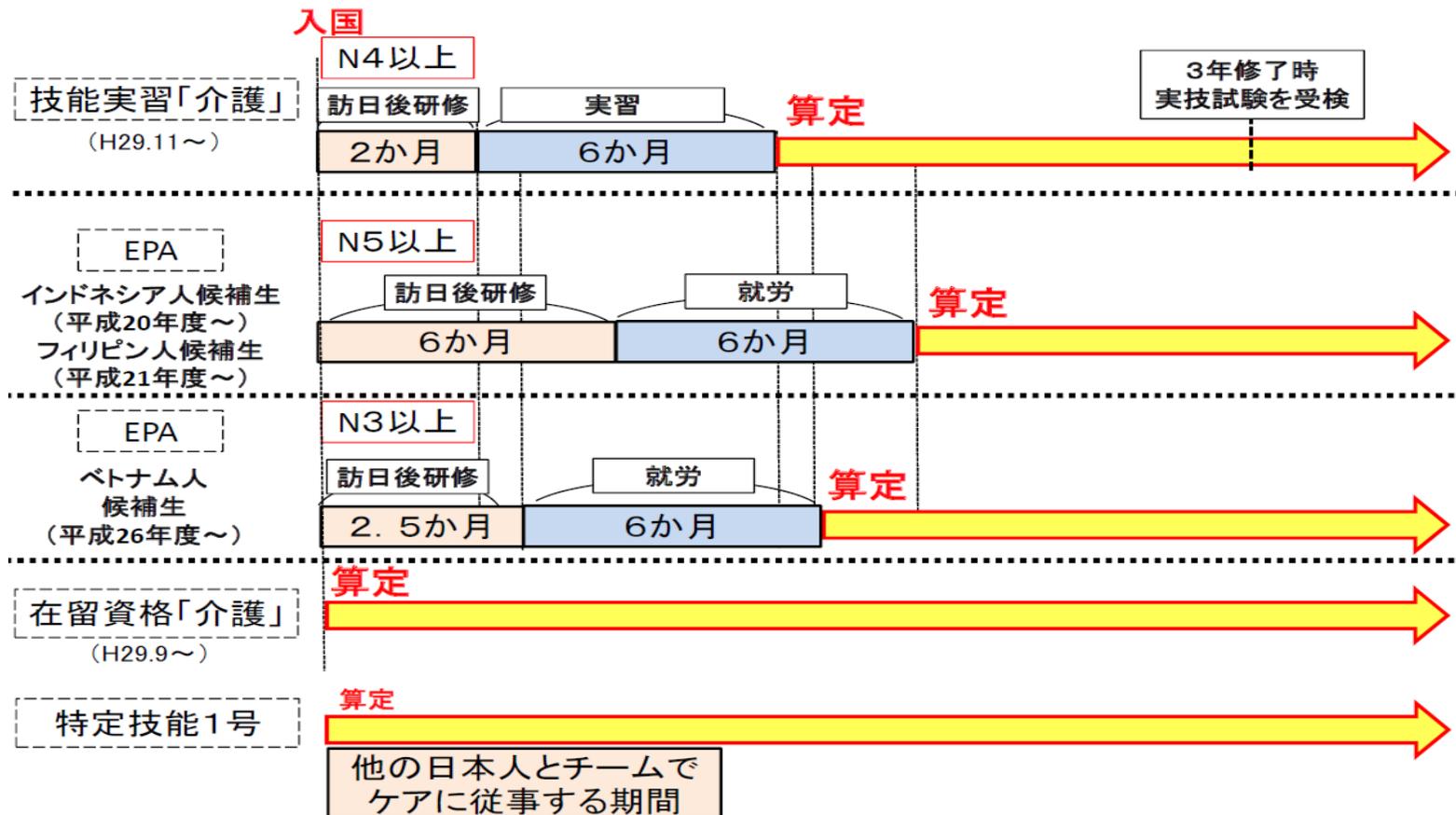
(注1) 平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けた準備を進めている。

外国人介護人材の配置基準上の取扱い

【ポイント】

- ① EPA、技能実習のいずれについても、日本語能力試験N2を取得している者は、就労開始から算定される。
- ② 訪日前研修については、インドネシア人、フィリピン人候補生については6ヶ月、ベトナム人候補生については12ヶ月の研修期間が設けられている。なお、技能実習については、訪日前講習の義務はない。
- ③ 在留資格「介護」については、在留資格「留学」で訪日した上で養成校を卒業し、介護福祉士の資格を取得（※一部特例あり）すると在留資格「介護」となる。なお、在留資格「留学」では、資格外活動の労働について週28時間の上限があることに留意。
- ④ 特定技能1号の外国人については、就労と同時に配置基準に算定。ただし、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに従事する期間を設ける。



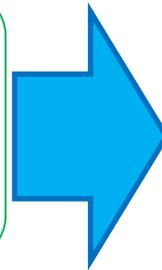
実務経験ルートでの在留資格「介護」

- 「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）では、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けた準備が進められている。

在留資格「介護」の上陸基準省令の見直し

現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定



見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

2. 外国人技能実習制度



【参考URL】

厚生労働省 外国人技能実習制度への介護職種の追加について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html	
厚生労働省 外国人技能実習制度について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html	
外国人技能実習機構 http://www.otit.go.jp/	

技能実習制度の概要

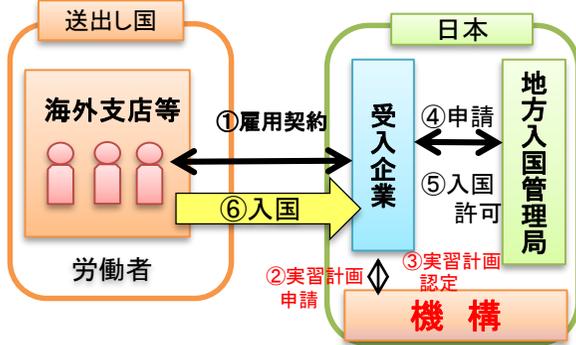
【ポイント】

- ① 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。
- ② 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している（平成30年6月末時点）。
- ③ 社会福祉法人の場合、「団体監理型」の受け入れの仕組みになる。

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

【企業単独型】

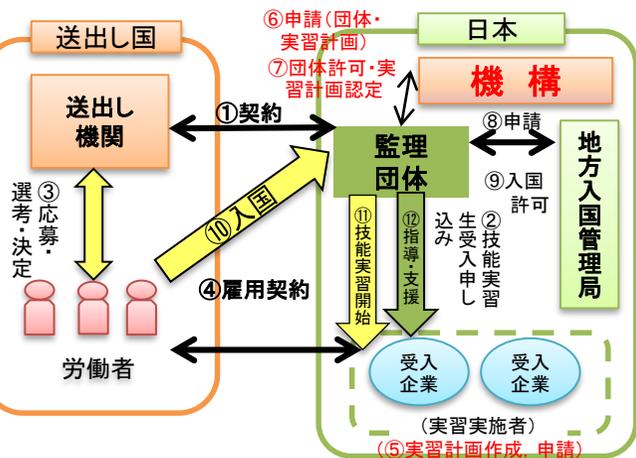
日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



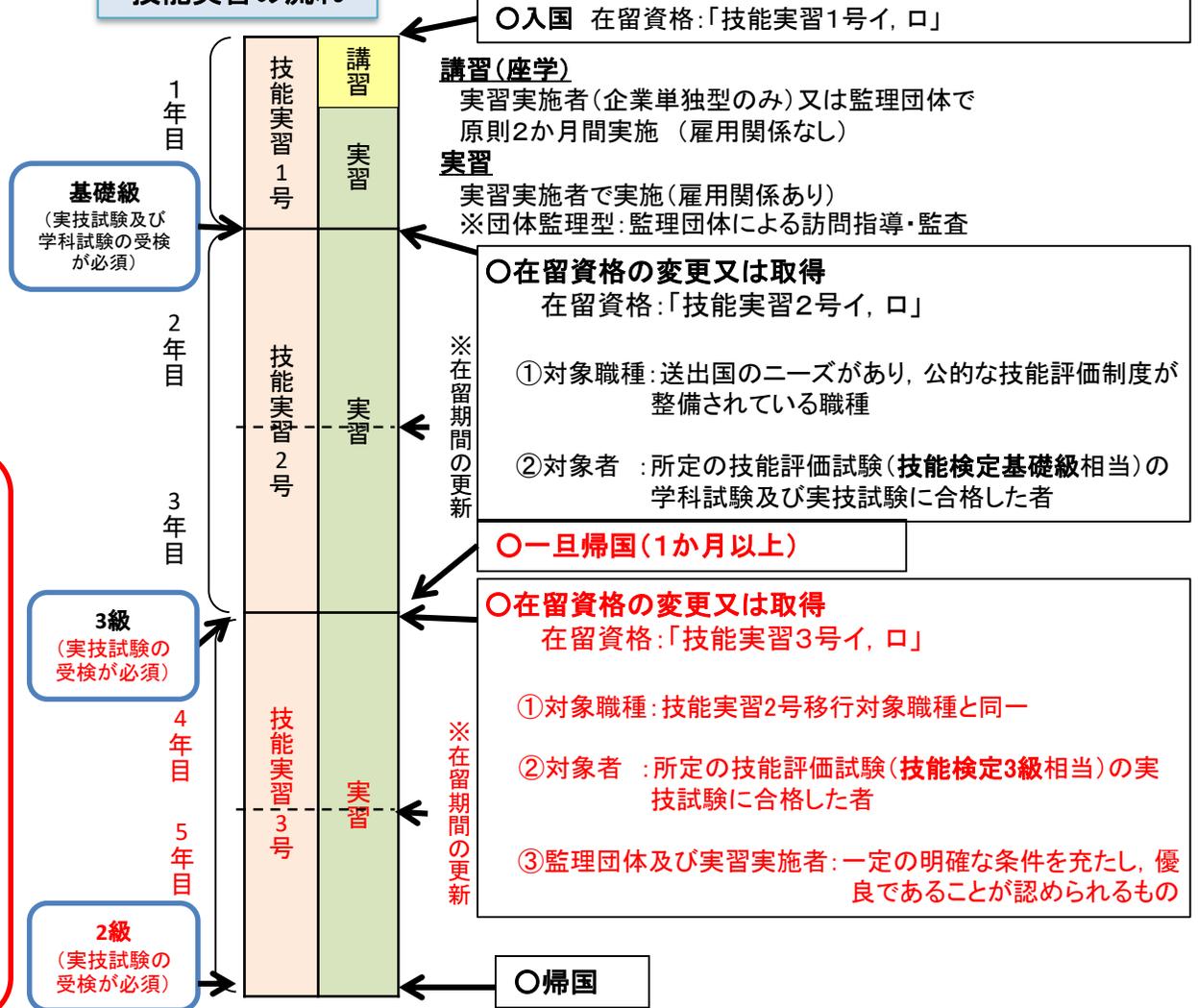
【団体監理型】

非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



技能実習の流れ



※新制度の内容は赤字

※在留期間の更新

※在留期間の更新

送出機関

監理団体

**実習機関 (実施者)
施設・事業所**

協定・契約締結

現地（外国）で教育して送り出す機関

認定送出機関であるか

（日本に技能実習生を送り出す許可をその国から得ていなければならぬ）

実習生としての要件があるか確認も重要

実習生の受け入れを行う機関

（実習生が帰国するまで団体が責任をもって監理）

- ・各種手続き
- ・入国直後の講習
- ・実習機関に対する監査や定期的な訪問指導
- ・実習生の相談
- ・技能実習計画の作成支援 など

実習制度に意義を理解していること
実習生に対して適切に対応できる体制の確保

技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

技能実習生に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行っていないこと。

「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※1であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※2であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

(※) 同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

平成31年3月より、入国1年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、以下の条件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N4であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留が可能となる予定。

- ① 介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
- ② 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。

前職要件（省令第10条第2項第3号ホについて）

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要です。（省令第10条第2項第3号ホ）

本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等しようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

① 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上又は320時間以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。

- ・ 教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）
- ・ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

② 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、

- ・ 家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
- ・ 本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合

などをいいます。この場合は、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。

また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習であること、1か月以上の期間かつ160時間以上の課程（実技・座学の別を問わない）が技能実習の職種に関連することが必要です。

③ 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要となります。

実習実施者・実習内容に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したものの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

<技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。>

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児(者)通園事業 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの) 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 児童発達支援センター 保育所等訪問支援	生活サポート 経過的デイサービス事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場) 在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る) 知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る) 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 外出介護(平成18年9月までの事業) 移動支援事業	指定介護予防訪問入浴介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅※3 第1号訪問事業 指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 指定夜間対応型訪問介護 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
障害者総合支援法関係の施設・事業 障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業) 短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム) 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場) 身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場) 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業 第1号通所事業 老人デイサービスセンター 指定通所介護(指定療養通所介護を含む) 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 養護老人ホーム※1 特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 軽費老人ホーム※1 ケアハウス※1 有料老人ホーム※1 指定小規模多機能型居宅介護※2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2 指定複合型サービス※2 指定訪問入浴介護	生活保護法関係の施設 救護施設 更生施設
		その他の社会福祉施設等 地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ハンセン病療養所 原子爆弾被爆者養護ホーム 原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業 労災特別介護施設 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)
		病院又は診療所 病院 診療所

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。

※2 訪問系サービスに従事することは除く。

※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員 の20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員 の20分の3	常勤介護職員 の10分の1	常勤介護職員 の5分の3

監理団体に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

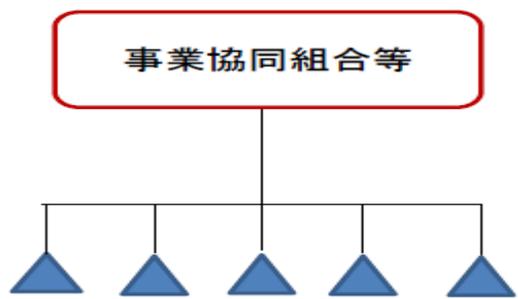
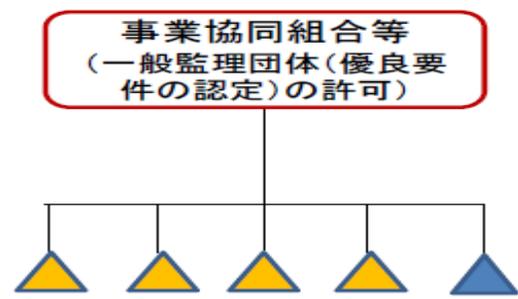
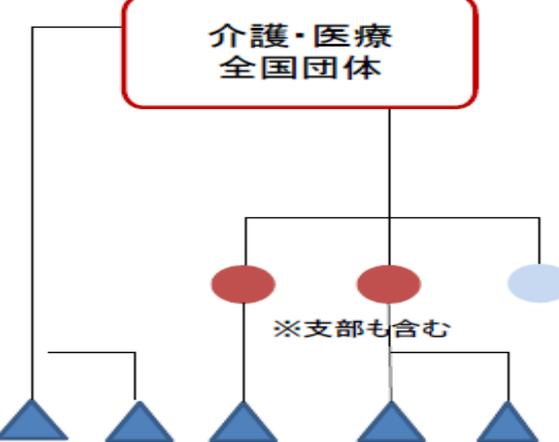
- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
 - (1)商工会議所※ (2)商工会※ (3)中小企業団体※ (4)職業訓練法人 (5)農業協同組合※ (6)漁業協同組合※
 - (7)公益社団法人 (8)公益財団法人
 - (9)その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
- ※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

<以下の要件を満たす必要がある。>

- 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
 - ※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の实習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
 - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体(その支部を含む。)であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等(※看護師等)がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否(いわゆる「介護」職種における優良要件)は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。

監理団体の形態

<p>介護の業務を行う事業者で事業協同組合等を設立し、介護職種の監理団体を行う場合</p>	<p>既存の他業種の監理団体が介護職種の監理団体を行う場合</p>	<p>全国的な団体等が監理団体を行う場合</p>
<p>監理団体</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 事業協同組合等 </div>  <p>介護業種</p> <p>(例) 特養、老健施設、病院などの介護業務を行う事業者が事業協同組合等を設立し、監理団体の許可を得て、会員の「介護」の監理業務を行う。</p>	<p>監理団体</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 事業協同組合等 (一般監理団体(優良要件の認定)の許可) </div>  <p>他業種 介護業種</p> <p>(例) 他業種の監理団体を行う事業協同組合等に特養、老健施設、病院などの介護業務を行う事業者が加入し、当該会員の「介護」の監理業務を行う。</p>	<p>監理団体</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 介護・医療 全国団体 </div>  <p>※支部も含む</p>

介護事業者等を組合員として新たに中小企業組合等を立ち上げる。

異業種で実績のあるところに加える (優良要件の認定)

介護又は医療の全国団体又はその支部

- 技能実習生が帰国するまで責任をもって監理する責務が課せられている **監理団体の選択**は慎重に行うべき。

監理団体への費用等の支弁

◎「社会福祉法人による海外事業の実施等について」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0702第1号／平成30年7月2日）

介護職種の技能実習生の受け入れのための監理団体（以下「監理団体」という。）へ、**社会福祉法人が支払う費用等の支弁の取扱い**については、以下のとおりとする。

（１）法人が、介護職種の技能実習生を受け入れるに当たり、実習実施者として監理団体の会員又は組合員となること等に伴い必要となる監理費を支出することは認められるものであること。また、監理団体が実習実施者から監理費以外を徴収することは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）において禁止されており、実習実施者として支出することは認められないので留意すること。

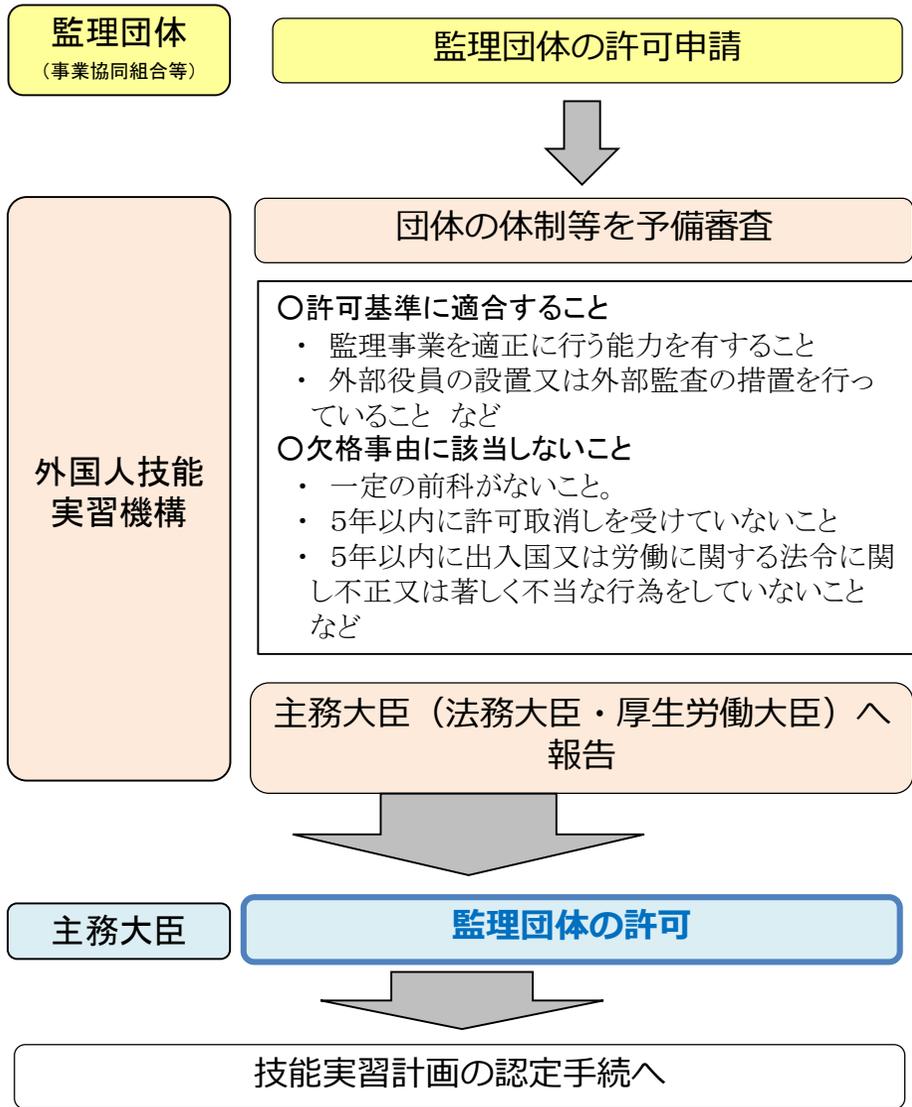
（２）監理団体の許可を得る目的のために法人を設立する場合、登記等の手続のための初度経費（登記等の手続に要する実費に限る。）については、監理団体の会員等となる社会福祉法人から、設立中の法人に対して一時的な貸付けを行うことはできること。なお、当該貸付については、たとえ少額であったとしても社会福祉法人が貸付金債権を保有し続けることは適当ではないため、設立中の法人に償還計画を策定させる等、返済の見通しを明らかにしておくこと。

（３）監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、介護職種の技能実習生を受け入れる前提として支払う必要がある支出（例えば、年会費等）は認められるものであること。なお、社会福祉法人が他法人へ出資をすることは制限されているが、監理団体が中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の事業協同組合の形態で運営される場合で、かつ法人が介護職種の技能実習生を受け入れる前提として組合員となる必要がある場合にあっては、同法第10条第1項の出資を行うことは、例外的に認められるものであること。また、監理団体の許可を得る目的のために新規に事業協同組合を設立する場合の同項の出資についても同様であること。

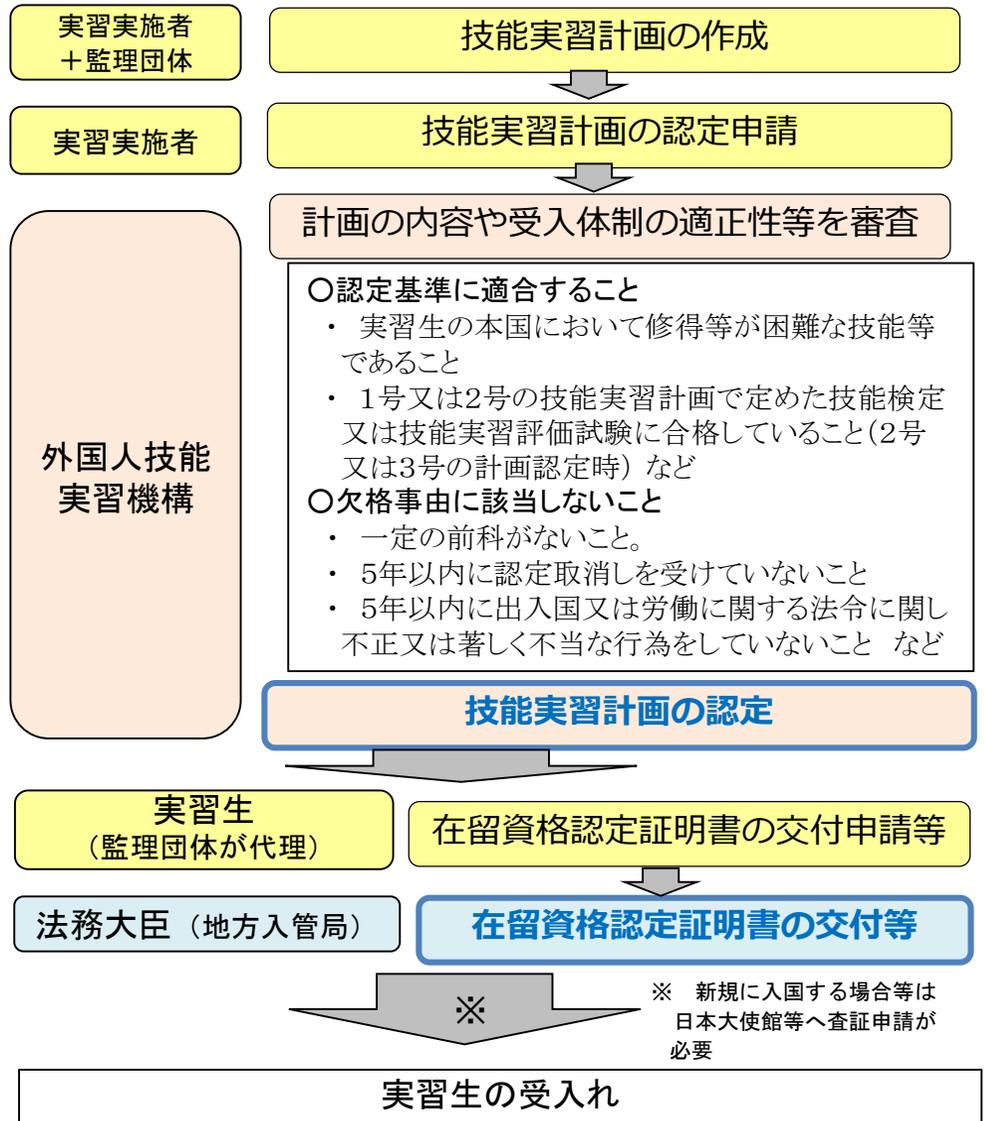
（４）監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、（３）以外の支出（例えば、いわゆる出資や、財産の拠出や寄附、初度経費以外の貸付など）は認められないこと。

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可



技能実習計画の認定等



技能実習制度に関するよくある質問①

外国人技能実習機構「よくある御質問（介護職種関係）」（平成29年10月12日）
https://www.otit.go.jp/files/user/docs/info_jissyu_16.pdf



	質問内容	回答
①	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスにおける技能実習生の配置基準上の取扱いは、介護報酬上の取扱いと同様か。【1-5】 	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘のとおり、障害福祉サービス等報酬においても、介護報酬上の取り扱いと同様、実習開始後6月を経過した者又は日本語能力試験のN2又はN1（平成22年3月31日までに実施された審査にあつては、2級又は1級）以上に合格している者については、障害福祉関係法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとしている。
②	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護分野においては、夜間業務も必須と考えるが、技能実習生を夜間業務に配置することは可能なのか。【3-8】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 告示第2条第5号に「技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。」とあり、当該措置を講じている場合に限り、夜勤業務も可能となる。
③	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜勤業務等においては、技能実習生以外の介護職員を「指導に必要な範囲で」同時に配置することが求められているが、「指導に必要な範囲」の具体的内容如何。【3-10】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 技能等の移転を図るという技能実習制度の趣旨や安全確保措置義務の内容として、介護報酬上は一人夜勤が可能とされるサービスについても、技能実習生一人による夜勤は認められないことになる。 ● 「指導に必要な範囲」とは、この場合に技能実習生と同時に配置することが求められる介護職員について、技能実習生の介護業務の知識・経験、コミュニケーション能力等を総合的に勘案した上で、各事業所の実情に応じ、必要な人数の配置を求めるものである。
④	<ul style="list-style-type: none"> ● 技能実習生は、夜勤専従の勤務形態も認められるのか。認められないとすれば、それをどのように担保するのか。【3-11】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜勤専従では日中における介護を含めた適切な技能移転が図られないため、夜勤専従の勤務形態は認められない。

技能実習制度に関するよくある質問②

	質問内容	回答
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職種に係る技能実習は、訪問介護も可能となるのか。【3-2】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問介護などの訪問系サービスについては、適切な指導体制を取ることが困難であることや利用者、技能実習生双方の人権擁護、適切な在留管理の担保が困難であることから、介護職種の技能実習の対象としないこととしている。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護事業所の「常勤の職員」の常勤性はどのように定義されるのか。【3-3】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤介護職員の総数については、常勤換算方法により算出するものではなく、他職種と同様、実習実施者に継続的に雇用されている職員（いわゆる正社員をいうが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。）であって、介護等を主たる業務とする者の数を事業所ごとに算出することになる。また、他職種と同様、技能実習生は人数枠の算定基準となる「常勤の職員」には含まれない。
⑦	<ul style="list-style-type: none"> ● 人数枠の算定基準となる「介護職員」には、どこまで含まれるのか。【3-4】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人数枠の算定基準に含まれる介護職員とは、「介護等を主たる業務として行う常勤職員」を指す。このため、例えば、介護施設の事務職員や就労支援を行う職員、看護業務を行う看護師及び准看護師はこれに含まれない。 ● 一方、医療機関において、看護師や准看護師の指導の下に療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）等を行う診療報酬上の看護補助者や、当該看護補助者の指導を同一病棟で行っている看護師及び准看護師は、算定基準に含まれる。
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ● 人数枠の算定において、複数の事業所の介護職員を兼務している者はどのように扱うのか。【3-5】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の事業所の介護職員を兼務している者については、一つの特定の事業所において技能実習生の人数枠の算定基準となる常勤介護職員としてカウントされている場合は、それ以外の事業所において常勤介護職員としてカウントすることはできない。

外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

名称	所在地・連絡先	担当地区
札幌事務所	〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階 Tel.011-596-6470	北海道
仙台事務所	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1 仙台興和ビル12階 Tel.022-399-6326	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
東京事務所	〒108-8203 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階 Tel.03-6433-9211	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階 Tel.029-350-8852	茨城県
長野支所	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階 Tel.026-217-3556	新潟県、長野県
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階 Tel.052-684-8402	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階 Tel.076-471-8564	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階 Tel.06-6210-3351	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島共立ビル3階 Tel.082-207-3123	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階 Tel.087-802-5850	徳島県、香川県
松山支所	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階 Tel.089-909-4110	愛媛県、高知県
福岡事務所	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階 Tel.092-710-4070	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 沖縄県
熊本支所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階 Tel.096-223-5372	熊本県、宮崎県、鹿児島県

3. 介護分野における特定技能



【参考URL】

厚生労働省
介護分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html



法務省
新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」の創設等）
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



特定技能の制度概要①

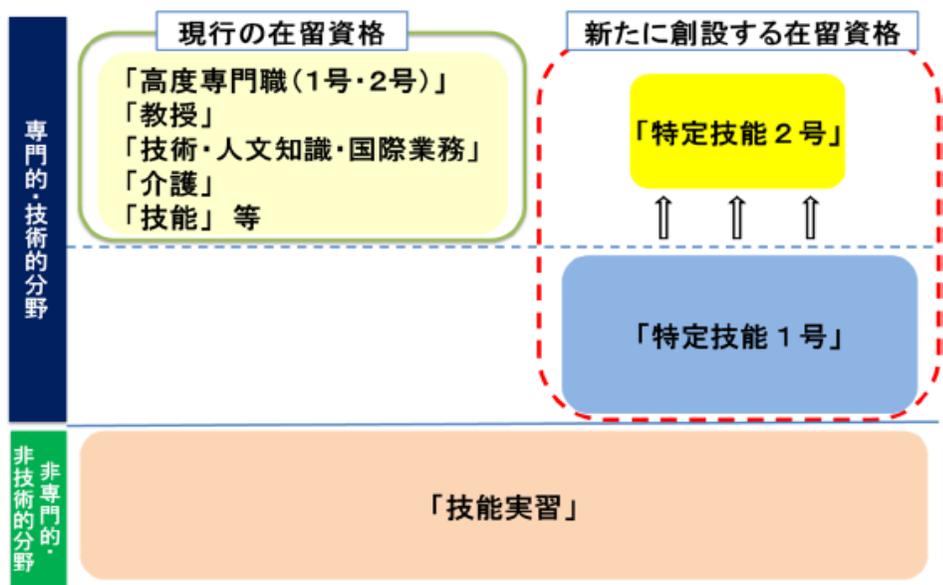
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

- ### 特定技能1号のポイント
- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
 - 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
 - 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
 - 家族の帯同：基本的に認めない
 - 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

- ### 特定技能2号のポイント
- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
 - 技能水準：試験等で確認
 - 日本語能力水準：試験等での確認は不要
 - **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
 - 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



● 特定技能2号の受入れは、熟練した技能を要する業務に従事する外国人材を対象としているが、介護分野の場合は、在留資格「介護」により、介護福祉士国家試験の合格者を受入れることができる。このように介護分野では、すでに在留期間の更新回数に制限がなく、かつ、家族帯同が認められる専門的人材の受入れを行うことが可能であるため、特定技能2号の創設は行っていない。

特定技能の制度概要②

受入れ機関について

- 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準**
 - ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
 - ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
 - ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

- 2 受入れ機関の義務**
 - ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出

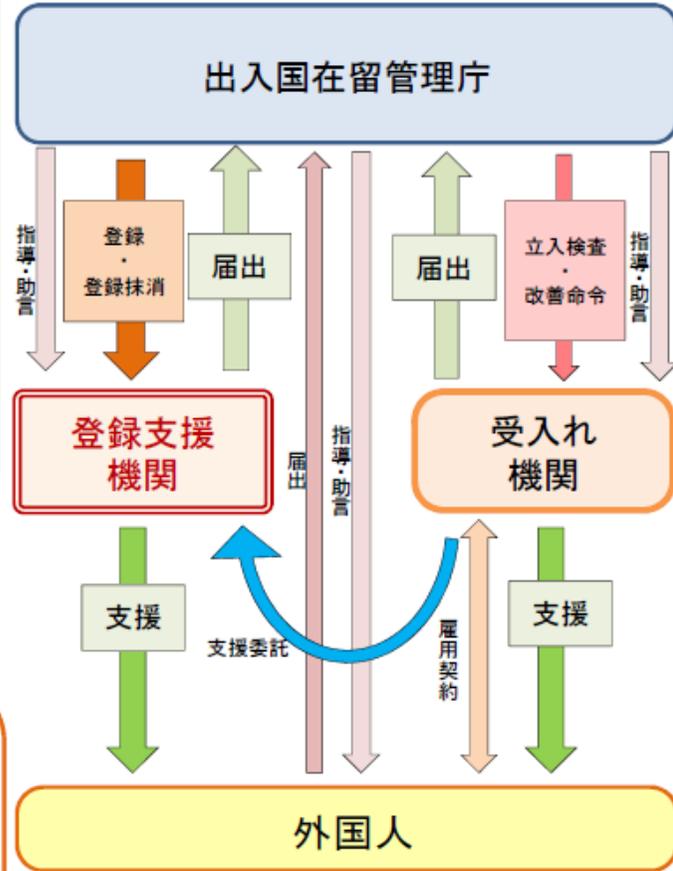
(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

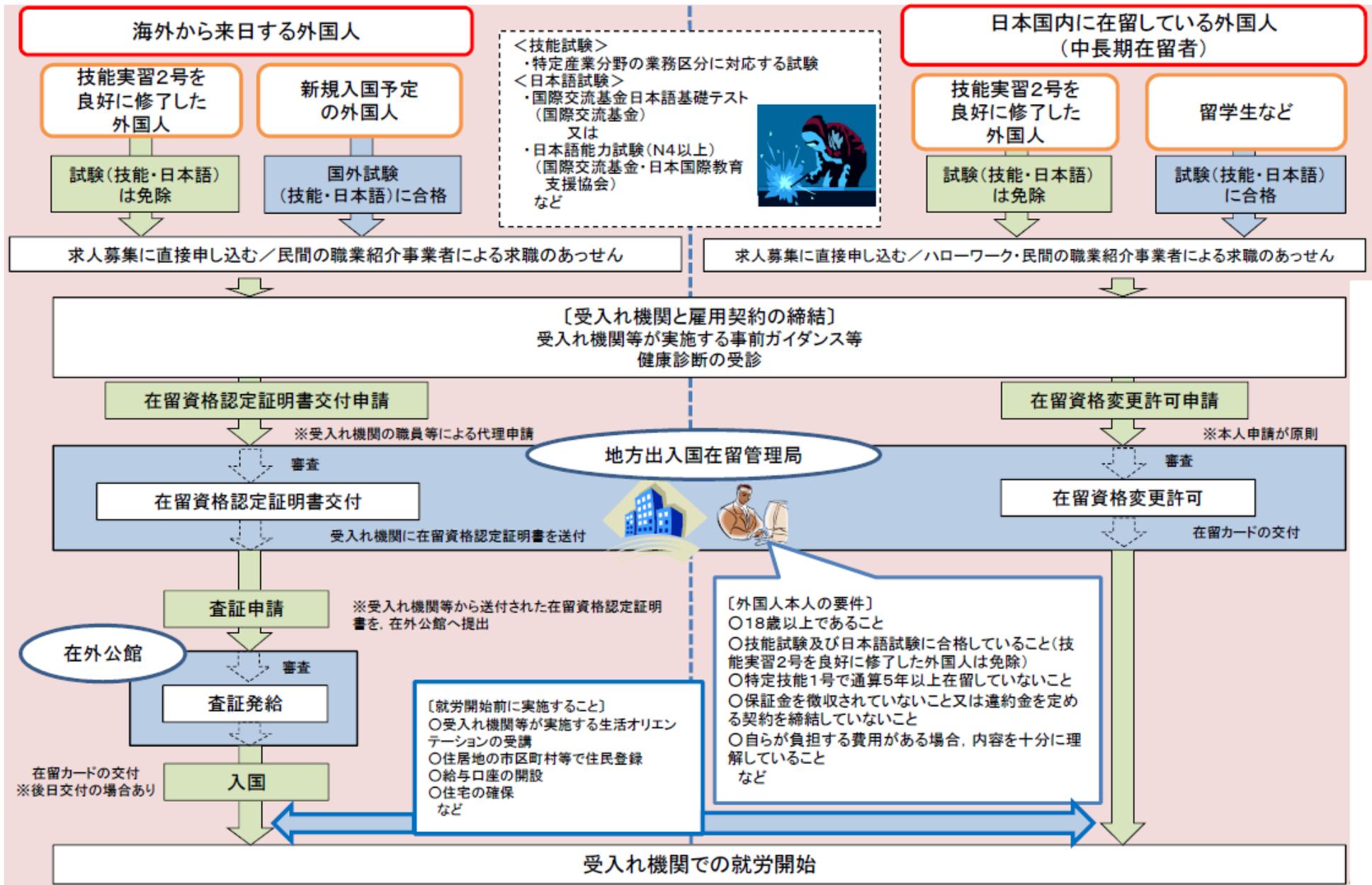
- 1 登録を受けるための基準**
 - ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

- 2 登録支援機関の義務**
 - ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出

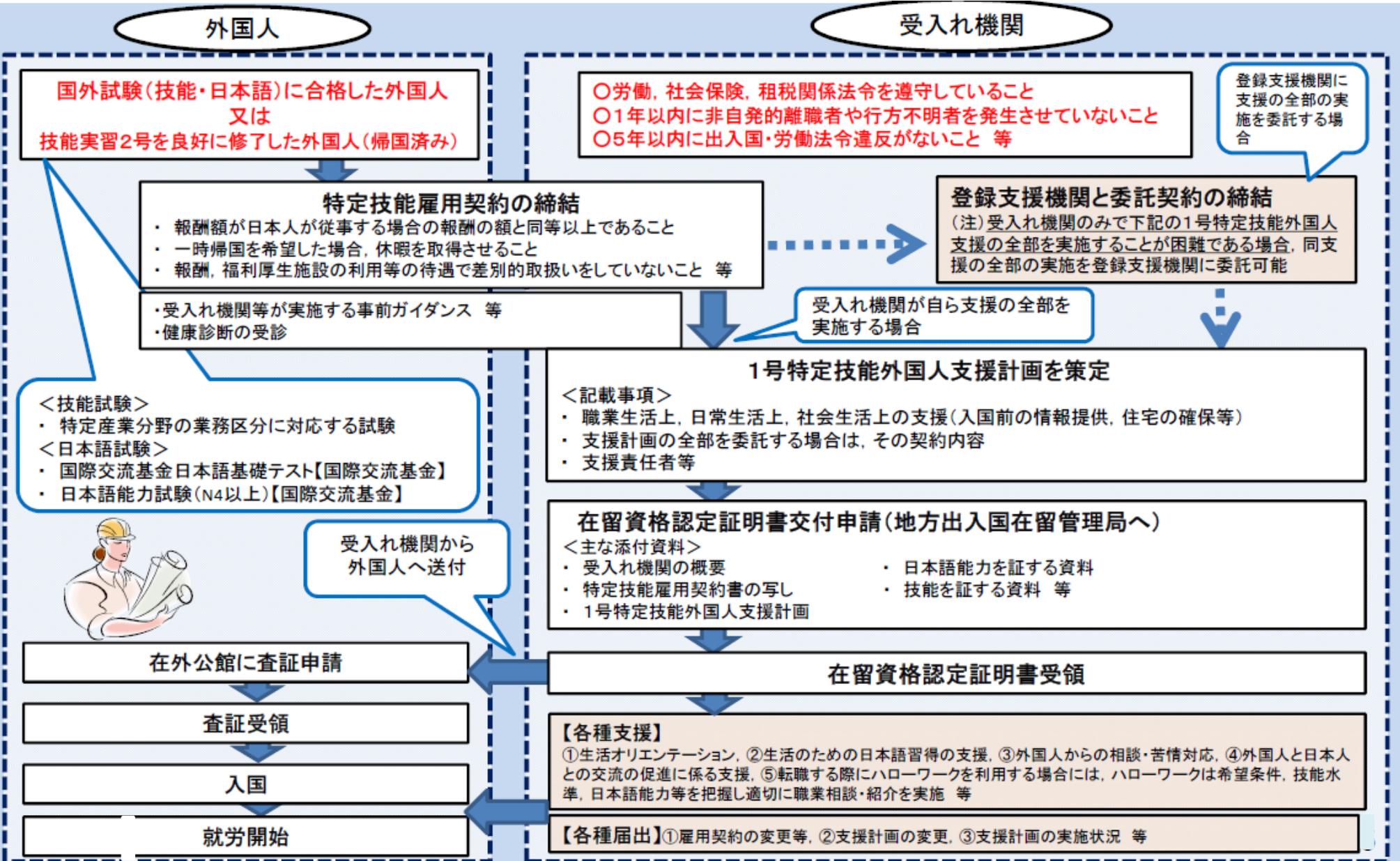
(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用）（海外から採用するケース）



- <技能試験>
 - ・特定産業分野の業務区分に対応する試験
- <日本語試験>
 - ・国際交流基金日本語基礎テスト【国際交流基金】
 - ・日本語能力試験(N4以上)【国際交流基金】

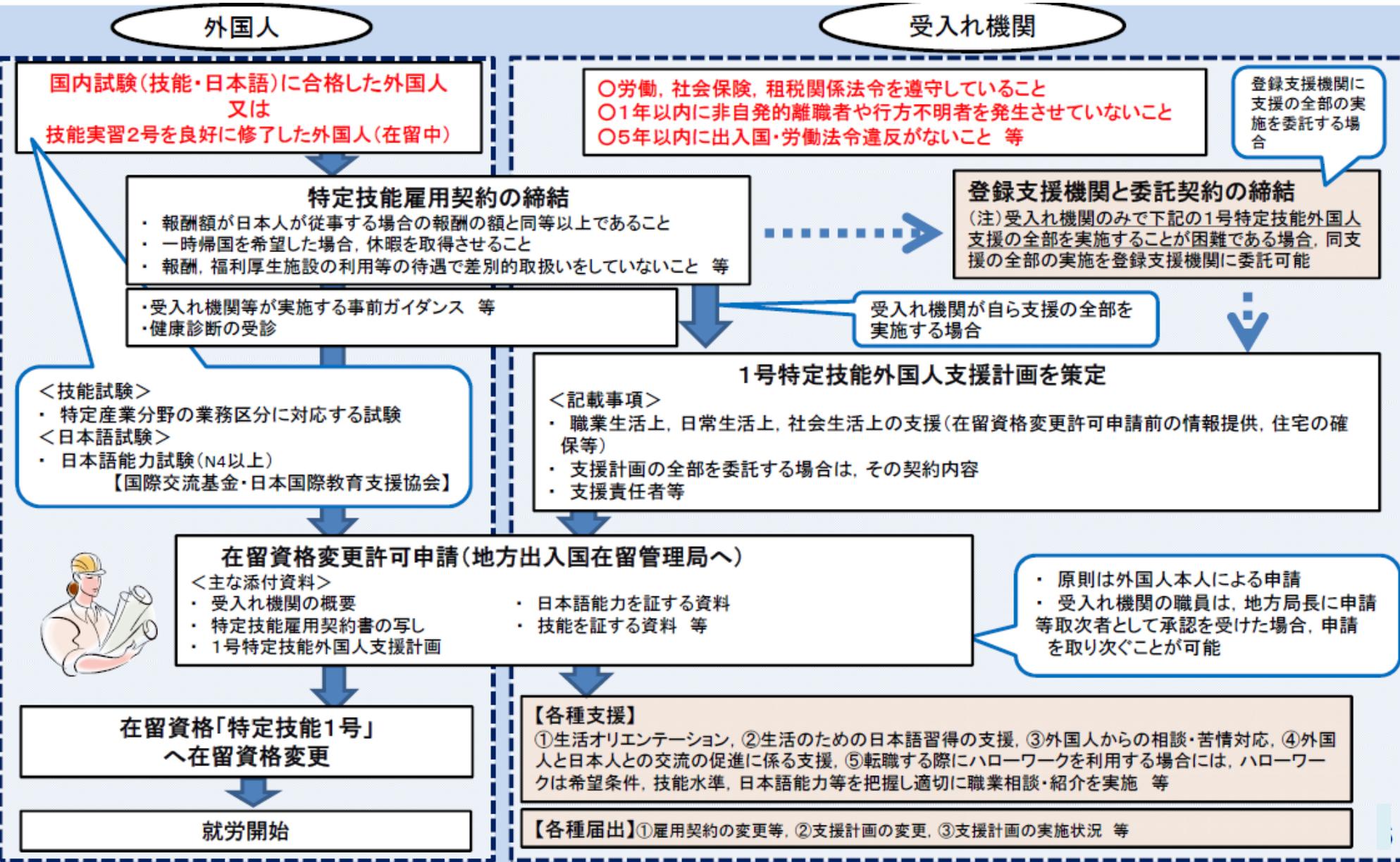


受入れ機関から
外国人へ送付

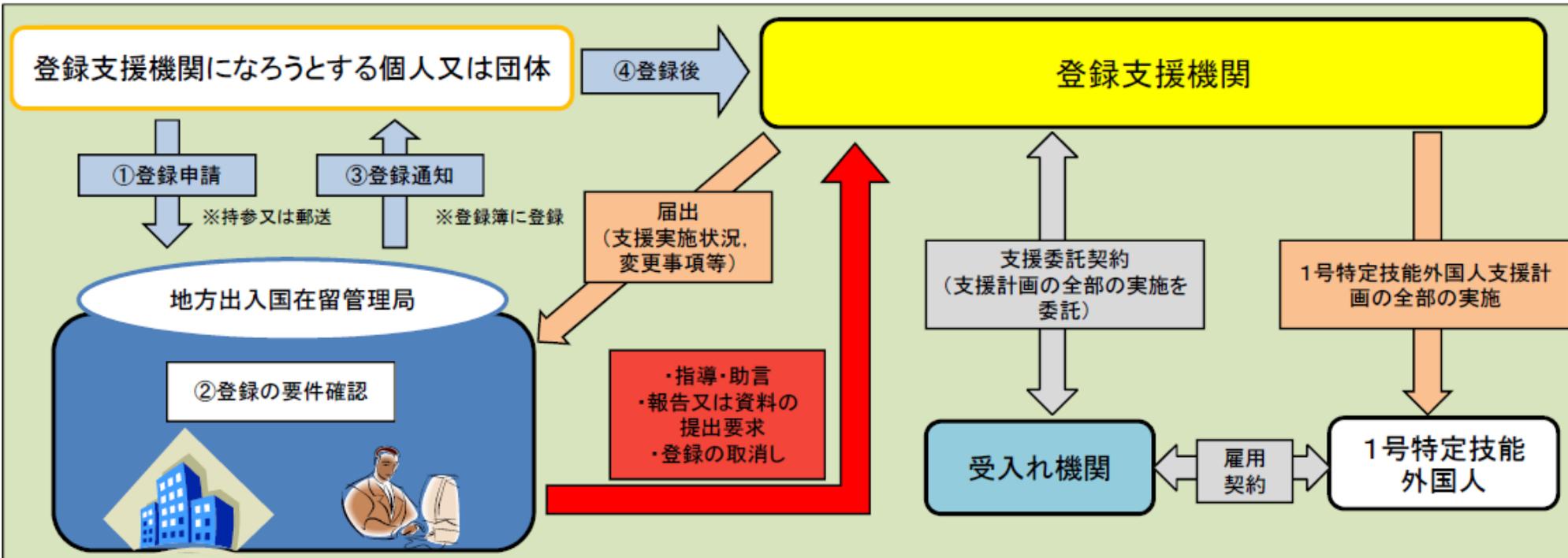
受入れ機関が自ら支援の全部を
実施する場合

登録支援機関に
支援の全部の実
施を委託する場
合

新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用）（国内在留者を採用するケース）



新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

技能実習と特定技能の制度比較（概要）

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通して採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号）（非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動（専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

分野別運用方針の概要（介護分野抜粋）

分野		介護
1	人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値) 60,000人
2	人材基準	技能試験 介護技能評価試験（仮）【新設】等
	日本語試験	日本語能力判定テスト（仮）等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験（仮）等
3	その他重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 <div style="text-align: right;">〔1 試験区分〕</div>
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

（注 1）2018年12月21日現在における各分野の特定技能 1 号の検討状況について記載したもの

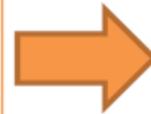
（注 2）2019年4月1日から制度の運用を開始予定

技能試験・日本語試験の概要（介護分野における分野別運用要領）

技能試験

「介護技能評価試験(仮称)」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: 予算成立後に厚生労働省が選定した民間事業者
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 未定
- 開始時期: 平成31年4月予定

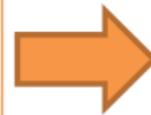


介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベル

日本語試験

「日本語能力判定テスト(仮称)」

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTBT)方式
- 実施回数: 年おおむね6回程度、国外実施を予定
- 開始時期: 平成31年4月から活用予定



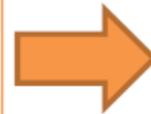
ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力(※)

※ 業種横断で求められる日本語能力の基本的な水準: 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(平成30年12月25日閣議決定)



「介護日本語評価試験(仮称)」

- 実施主体: 予算成立後に厚生労働省が選定した民間事業者
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTBT)方式
- 実施回数: 国外: 年おおむね6回程度 国内: 未定
- 開始時期: 平成31年4月予定



介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力

※ 第2号技能実習を修了した者については、技能試験及び日本語試験を免除する。

4. 地域医療介護総合確保基金等を 活用した都道府県の取組事例



【東京都】平成31年度外国人介護従事者受入れ環境整備事業（案）

現状・課題

- 在留資格「介護」の創設等に伴い外国人介護従事者の増加が見込まれているが、介護施設等における外国人受入れに必要な知識・ノウハウが不足
- 介護施設等が雇用している留学生等に対する指導体制が不十分
- 介護福祉士養成施設に通う経済的に困窮している留学生を支援する介護施設等への対応が必要

31年度実施事業

◇外国人受入れセミナー

【概要】

介護事業者の経営者等に対し、外国人受入れに必要な知識・ノウハウ等を提供するためのセミナー及び専門家による相談会を実施

【内容】

- セミナー
 - ・労働法・雇用関係法上のルール
 - ・外国人受入れ施設の事例紹介 等
- 専門家(弁護士・行政書士等)による相談会
- 詳細は「セミナー・研修検討委員会」で検討

【対象】

介護事業者の経営者等

【規模・時間】 150名程度×3回
各回 1日

◇外国人介護職員指導担当者研修

【概要】

外国人介護従事者の指導担当職員に対し、外国人指導のポイント、その他生活面での配慮等についての研修を実施し、介護施設等における指導体制の充実を支援

【内容】

- コミュニケーションの取り方の留意点
- 外国人指導の事例紹介 等
- 詳細は「セミナー・研修検討委員会」で検討

【対象】

外国人介護従事者を指導する職員

【規模・時間】 50名程度×2回
各回 4時間×2日

◇介護施設等による留学生受入れ支援

【概要】

介護福祉士養成施設に通う留学生をアルバイトとして雇用する介護施設等が留学生に対して奨学金等を給付する場合に、当該費用の一部を補助

【補助対象者】

都内で介護施設等を運営する事業者

【補助対象経費と上限額/年度】

学費600千円、居住費360千円
入学準備金200千円、就職準備金200千円
国家試験受験対策費40千円

【補助率】 都1/3 事業者2/3

【規模】 35施設 70人

セミナー・研修検討委員会

【概要】 外国人受入れセミナー及び外国人介護職員指導担当者研修の円滑な実施について、必要な内容を検討

【検討事項】 カリキュラム、使用する教材・資料、講師、事業者への広報、翌年度に向けた見直し 等 【実施回数】 4回

【委員】 学識経験者、弁護士、介護保険施設、東京都介護福祉士会、介護福祉士養成施設協会 等

【熊本県】介護福祉士を目指す留学生受入支援事業について

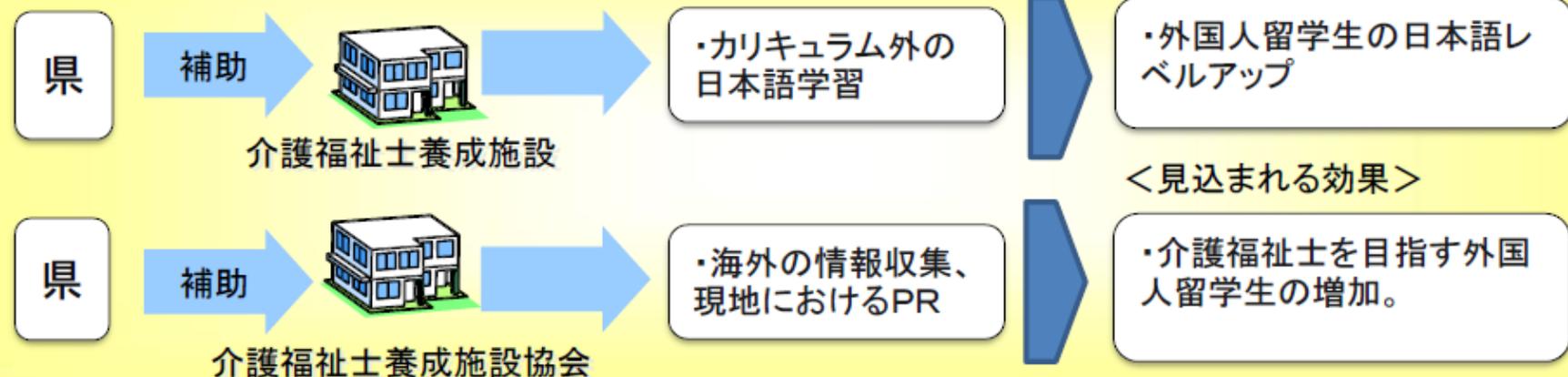
事業の目的

○介護福祉士を目指す外国人留学生が、国家試験に合格し、将来にわたり介護福祉士として活躍するため、日本語の学習支援を行う。
また、外国人留学生を増やす施策として、海外に向け積極的なPRを行う。

事業内容

○介護福祉士養成施設の留学生に対する日本語学習支援に対する助成
○留学生を呼び込むための海外に向けたPR経費(渡航費、動画作成費等)に対する助成

事業スキーム



当事者(参加者など)声、感想、意見

現地PRは、県、養成施設、介護事業所、関係団体の4者で連携して実施した。これにより、留学生受入のための学習環境や生活環境をトータルで支援する体制が構築できた。また、生活環境や学習環境等PR動画を用いて紹介したことで、現地の反応も良かった。課題としては、介護の概念がない国において、介護職のイメージを伝えることが難しく、介護に興味を持ってもらえるようなPRの方法やアプローチを考える必要がある。

【群馬県】群馬県における外国人介護人材活躍推進のための主な取組（基金事業）について

事業名	概要	始期	平成30年度 予算額	平成31年 度予算案
定住外国人等のための 介護に関する日本語研修	※次頁参照	平成28年度	2,059千円	2,122千円
定住外国人等の受入準備 講座	介護事業所向けに外国人雇用等に関する 情報提供や事例紹介を実施	平成28年度	236千円	590千円
介護業雇用管理等相談援助 事業	アドバイザーの訪問や専門家の派遣により 事業所を支援(H26～) ※多文化共生推進士 「多文化共生の視点に立って地域課題を解決し、地域活性化を図る 人材」として群馬大学が養成し、群馬県が認定する専門家	平成29年度から専 門家に多文化共生 推進士(※)を追加	4,093千円	4,169千円
介護人材参入促進事業 (進路選択学生等支援事業)	参入促進の取組を行う介護福祉士養成施設 への補助(H21～)	平成30年度から留 学生の日本語学習 に要する経費を補 助対象とした。	5,000千円	5,000千円
外国人向け介護の仕事 見学バスツアー	外国人(日本語学校の留学生、定住外国人 等)を対象として介護福祉士養成施設及び 介護施設見学バスツアーを実施	平成31年度 新規事業	—	525千円 (新規要求中)
(参考)外国人介護職員就 労状況調査	全介護事業所を対象として、外国人介護職 員の就労状況等を調査	平成28年度	—	—

【H30年度外国人介護職員就労状況調査より】平成30年8月1日現在、回答数1,046事業所(回答率33.4%)

- ・外国人を雇用している事業所数:117
- ・外国人雇用人数:245人(フィリピン129人、インドネシア30人、ベトナム20人、ブラジル18人、中国12人、ペルー11人 ほか)
- ・外国人を雇用している事業所における外国人介護職員に対する印象
好意的に受け止めている利用者が多い:97.4% 好意的に受け止めている職員が多い:93.2%

【群馬県】定住外国人等のための介護に関する日本語研修について

群馬県では、平成28年度から地域医療総合確保基金を活用し、定住外国人等の方を対象として介護分野への新規参入・定着促進を図るため、「定住外国人等のための介護に関する日本語研修」を実施している。

(1) 平成30年度予算額等

委託料2,059千円(プロポーザル方式により委託者を選定)

(2) コース内容・対象者

- ① 入門コース(介護の仕事に必要な会話等を中心とした研修)
介護の仕事に興味のある定住外国人等
- ② 介護記録コース(介護記録の書き方等を中心とした研修)
介護職として従事している定住外国人等



(3) 平成30年度の開催概要

実施地域	実施曜日(実施回数)	コース名/実施時間	受講者数
太田市	毎週火曜日(全12回) 前期6回・後期6回	入門コース 9:10~12:10	19人(前・後期とも受講7人)
		介護記録コース 13:30~16:30	24人(前・後期とも受講6人)
伊勢崎市	毎週木曜日(全12回) 前期6回・後期6回	入門コース 9:00~12:00	16人(前・後期とも受講3人)
		介護記録コース 13:00~16:00	14人(前・後期とも受講4人)

【平成30年度前期受講者アンケート(回答者30名)より】
 質問:日本語研修(教室での学習)はいかがでしたか?
 ①とてもよくわかった :27人(90.0%)
 ②少しわかった : 1人(3.3%)
 ③あまりわからなかった: 2人(6.7%)
 ④全然わからなかった : 0人(0.0%)

【今後の課題等】
 入門コースは介護の仕事の経験のない外国人を主な対象としており、介護分野への新規参入を目的として、研修中に「介護施設見学」や「福祉人材バンクへの登録説明」の時間を設けているが、実際の就労にどれだけ結びつけられるかが課題である。

【岐阜県】在住外国人のための介護職員初任者研修会の開催

【事業概要】

岐阜県内の在留外国人を対象として、介護に係る日本語、知識、技術等の習得に向けた、初任者研修修了レベルまでの研修を実施する。

【事業内容(平成30年度実施状況)】

1. 受講対象者
 - ・岐阜県内に在住の外国人の方(原則) ・日本で介護職員を目指している方
 - ・日本語による講義で修学できる方
2. 研修期間
 - ・9月～12月の土日開催 ※開催日により開講時間は異なる(6～8時間程度/日)
3. 事業実施方法
 - ・岐阜県から中部学院大学(学校法人岐阜済美学院)への業務委託
 - ・講義では、ふりがなを付したテキストを使用、講義は日本語で実施
4. 受講者
 - ・申込20名、当初受講15名、全講義修了者12名、初任者研修試験合格者11名

【受講者の声】

- ①参加動機
 - ・資格取得することで自信をもって介護ができると思った
 - ・昔から興味はあったができなかった
 - ・介護のことを知りたい、もっと勉強したい
- ②受講感想
 - ・テキストは難しいが、先生の分かりやすい講義でとてもよかった
 - ・言葉が難しく理解しにくい部分もあったが、理解を深めることができた

【事業実績】

初任者研修合格者は11名
 内、5名は受講前から介護に従事し、継続して就業
 内、1名は受講期間中に受講者とのつながりで介護に就業
 介護に就業していない受講者に対しては就業に向けた支援を県社協、ハローワーク等と連携しながら実施

【今後の課題等】

介護分野に就業していない受講者を、介護分野への就業につなげていく施策の充実

【滋賀県】外国人介護職員養成事業

趣旨

地域における多様な人材の介護分野への参入促進、育成、定着を図るため、県内の外国人(永住者、定住者等)を対象とした介護職員初任者研修を実施するとともに、介護職場への就労を支援する。

事業概要

■事業内容

- ①外国人を対象とした介護職員初任者研修の実施
(日本語能力等に配慮した教材や指導方法の工夫)
- ②コーディネーターによる就労支援

■対象者

県内在住の定住外国人20名×2か所
※面接により日本語能力、就労意欲等を確認して受講を決定

■委託先

(特非)街かどケア滋賀ネット(湖南地域)、(福)長浜市社会福祉協議会(湖北地域)

受講者・関係者の感想

- 家族を養うため景気変動に左右されない仕事として介護を選んだ。
- 研修を受けた仲間と共に介護の仕事に就けることを嬉しく思う。
- 研修修了者として自信を持って介護の仕事を頑張りたい。
- 就労後の支援も検討いただきたい。
- 事業を継続することにより徐々に関係者への周知が広がっている。

実績

	受講者	修了者	介護等就労
平成27年度	14名	14名	8名
平成28年度	9名	9名	4名
平成29年度	20名	20名	4名
平成30年度	27名	24名	

※介護等就労の人数は、変動する場合がある。

今後の課題

- 外国人雇用に関心を持つ事業所の掘り起こしとマッチング
- 就労後の継続的な支援

○ふじのくに外国人介護人材受入れ準備セミナー

- ・介護事業所を対象に、外国人介護職員を受け入れるための制度や支援環境の理解など、受入れに資する情報などを提供することで、受入施設担当者の資質向上を図るとともに、外国人介護職員の就業促進及び質の向上を図るセミナーを平成27年度から開催 ⇒外国人介護人材と協働していくための方法を共有

○平成30年度開催概要

- ・受講対象 外国人介護職員を受け入れている（受入れを検討している）施設の研修担当者
- ・開催地・定員等 県内東部・中部・西部（各回定員50人 開催時間 午後1時～5時30分）
- ・セミナーの構成

講義	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れに係る制度の現状、介護事業所の取組等 講師 一般社団法人グローバル人材サポート浜松 代表理事 堀 永乃 氏 社会福祉法人聖隷福祉事業団 常務執行役員 鎌田 裕子 氏
講義	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所における受入れ準備（学習／生活面の留意点など） 講師 社会福祉法人聖隷福祉事業団 法人本部人事企画部職員
事例紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ施設担当者による報告／外国人介護職員の体験談

○セミナー参加者の感想

- ・介護分野の外国人人材の活用という視点だけでなく、これまでの施策の流れや現状が、よく分かった。
- ・外国人介護人材の特徴と対応が分かった。
- ・介護現場の生の声や担当者の御苦労が聞いて参考となった。
- ・日本人職員の人材育成同様、目標を立てて進めたい。

○実績（平成29年度）・効果

- ・参加者数48人 平均評価4.37（5段階評価アンケート）
- ・外国人介護職員の雇用に前向きな介護事業所が年々増加
* 県就業状況調査 H28:741箇所、H29:818箇所、H30:912箇所

○今後の課題

- ・外国人介護人材入れの枠組が多様化
- ・受入れ要件の見直し等、取り巻く環境が変化
⇒介護事業所が受入れを前向きに検討できるよう適切に情報を提供し、支援していくのが課題

【兵庫県】ひょうご外国人介護技能実習支援センター開設支援事業について

趣 旨

平成29年11月から外国人技能実習制度に、介護職が対象となったことを踏まえ、県内の福祉施設での外国人技能実習生の受入が円滑で効果的なものとなるよう、兵庫県社会福祉協議会が監理団体の運営に要する経費を神戸市とともに補助。(H30:10,726千円、H31:7,693千円)

【実施主体】兵庫県社会福祉協議会

事業の進め方

- 1 送出機関の選定
県社協の会員である社会福祉施設等の意見も聞きながら、現地視察も踏まえ送出機関を選定。
- 2 実習生の受け入れ
受入初年度(2019年度)は、先駆的に外国人介護者の受け入れを行っている特別養護老人ホーム等(5か所(15人)程度)で、モデル的に実施。
- 3 効果的な受入れの検討
監理団体と実習実施施設とが一体となって、講習内容、経費負担、実習生のフォローアップ等、技能実習生の効果的な受入れを検討。
- 4 2020年度以降の取り組み
順次、受け入れのノウハウの蓄積と普及を図りつつ、受入施設数や実習生の数を増やしていく。

実施状況及び今後のスケジュール(案)

	内 容	時 期
監理団体 設立	①現地視察(ベトナム)	2018年6月
	②送出し機関の選定・契約締結	9月
	③監理団体許可申請	10月
	④監理団体許可	2019年2月
実習生 受け入れ 準備	⑤技能実習生の選考・決定(ベトナム)	3月
	⑥技能実習計画の認定	7月~8月
	⑦在留資格認定証明書の取得	9月~10月
受け入れ 開始後	⑧技能実習生の入国	10月
	⑨入国後講習の実施	10月~11月
	⑩施設での技能実習開始	12月

課 題 等

- 1 施設側の受入費用
介護技能実習生の受入には、報酬とは別に監理費(初期費用、各月監理費)、や日本語・介護技術研修が必要など受入施設の負担が大きい。
- 2 相談・情報提供体制の整備
介護現場では、高齢者の安全や生活の質への配慮が求められる中で、実習生が安心して実習を実施するため、相談体制の整備が必要。

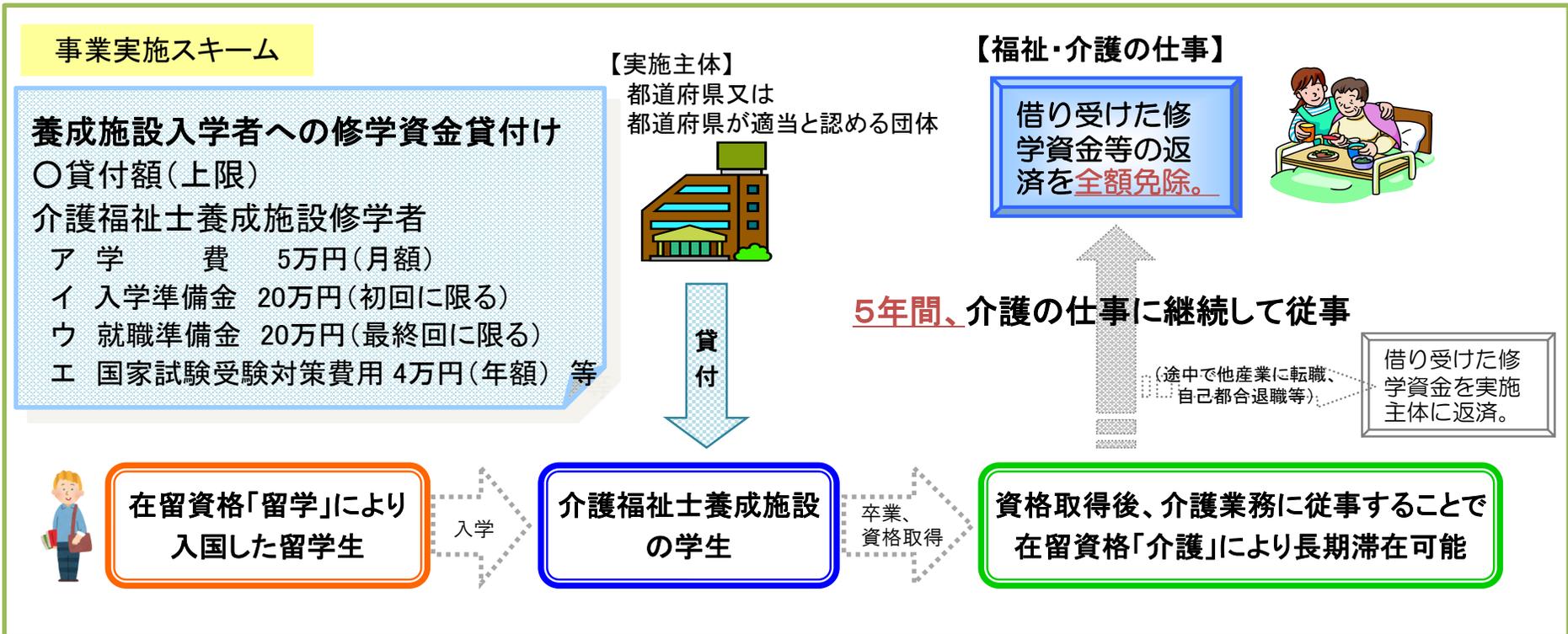
対 応 等

- 1 監理団体への支援、介護研修及び日本語研修の実施
引き続き監理団体の運営経費を支援するとともに、日本語学習及び介護技術研修等を実施し受入施設の負担を軽減。
- 2 専門相談員の設置
技能実習生の仕事や日常生活の多様な相談に応じるため、ひょうご外国人介護実習支援センターに専門相談員を配置。

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け

29年度補正予算額 14.0億円

- 平成29年9月より在留資格「介護」が創設されたことにより、在留資格「留学」による留学生が留学中に介護福祉士国家資格を取得し、介護業務に従事することで日本に長期間滞在できることとなった。
- これにより、今後、日本に留学する外国人が介護福祉士養成施設に入学し、介護福祉士の資格を取得する者が増加することが見込まれる。
- このため、こうした者が養成施設で修学する際に必要となる費用等について貸付けを行い、介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。



介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設 【地域医療介護総合確保基金の新規メニュー】

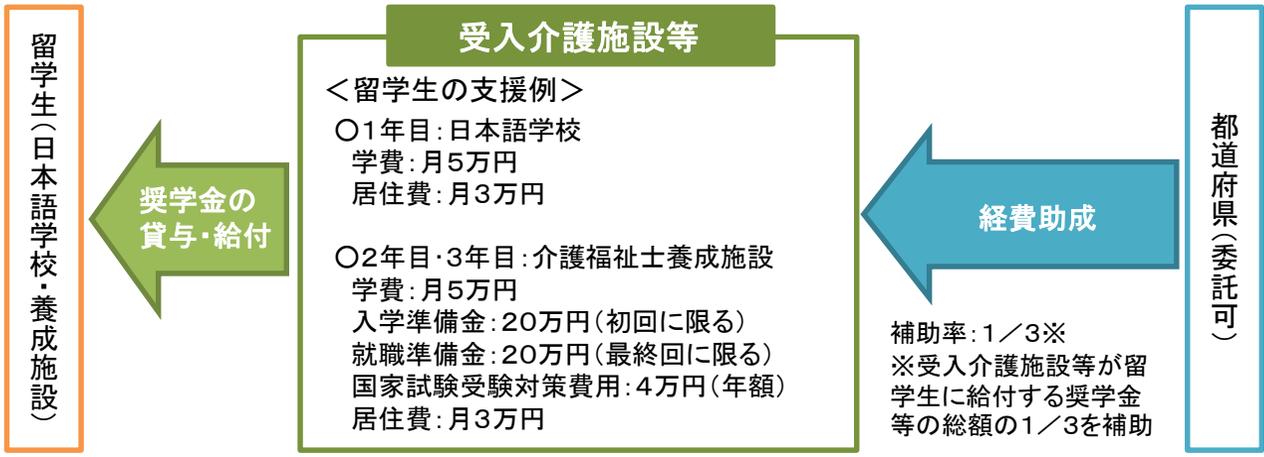
1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。



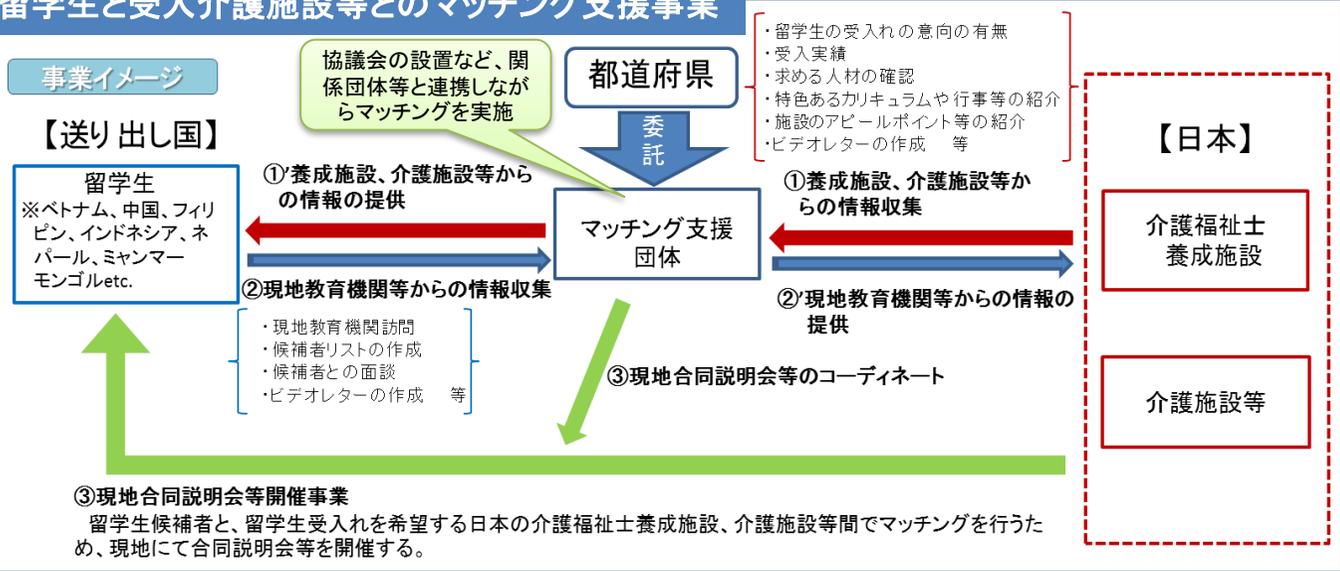
2. 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

【目的】

意欲ある留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを適切に行い、円滑な受入支援体制の構築を図るため、地域の実情に応じたきめ細かいマッチングを行うことが可能な団体に対して、情報収集や情報提供などに必要な経費を助成する。

【事業内容】

- 外国人留学生の情報収集や、留学生に対する養成施設や介護施設等に関する情報提供
- 現地での合同説明会の開催等のマッチング支援 等



全国社会福祉法人経営者協議会
平成30年度福祉人材対策特命チーム
委員名簿

担当委員長	平田 直之	福岡県／慈愛会
リーダー	湯川 智美	千葉県／六親会
サブリーダー	廣江 晃	鳥取県／こうほうえん
専門委員	大代 貴輝	北海道／黒松内つくし園
専門委員	杉山 弘年	全国社会福祉法人経営青年会 副会長（静岡県／蒼樹会）
専門委員	古田 周作	全国社会福祉法人経営青年会 幹事（愛知県／福寿園）
専門委員	濱田 和則	大阪府／晋栄福祉会

外国人介護人材受入れに関する基本的な考え方（ver.2）

平成31年3月

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
制度・政策委員会 福祉人材対策特命チーム

〒100-8980東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル
TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928
URL <https://www.keieikyo.com/>
社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部内

